

ー福祉催しを後援しますー

京都新聞社会福祉事業団の後援申請について

各種団体が行なう大会等の催しについて、京都新聞社会福祉事業団の後援申請を行なう場合、次の基準を設けています

【申請団体について】

- (1) 京都、滋賀で社会福祉向上のために活動を行ない、計画的・継続的・組織的に運営されている団体
- (2) 政治、宗教活動あるいは、営利目的のための勧誘活動や迷惑行為がない団体

【実施事業について】

- ▽福祉向上のため、本事業団の活動に沿い啓発性が高く有意義な事業
- ▽申請団体が原則として主催あるいは中心となり実施する事業

【申請方法について】

- (1) 本事業団所定の申請書を原則として開催日の2カ月前までに提出してください（郵送可）
- (2) 催し内容についての詳細（開催要項）を4部添付してください
- (3) 有料（参加・入場料）を受け取る場合は、予算書を添付してください
- (4) 申請団体の活動概要を示す資料を添付してください

【承認通知について】

- ▽申請内容を厳正に審査し、名義使用の可否を文書で申請者に郵送します

【名義表記について】

- ① [後援] 京都新聞社会福祉事業団
- ② [後援] (公財) 京都新聞社会福祉事業団
- ③ [後援] 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

いずれかを催し資料、冊子、パンフレット、ポスター、看板などに
表記してください

【取材について】

▽催しの取材は、京都新聞社会部または、滋賀本社、各総局、支局へ直接、
依頼してください

【取り消しについて】

▽後援名義の基準に沿わないことが判明、または、開催要項の内容と実施
した内容が相違した場合は承認を取り消します

【終了報告について】

▽催し終了後 1 カ月以内に実施報告書を本事業団まで提出してください

【その他】

▽後援名義を承認した催し、団体名を本事業団の印刷物などでお知らせす
ることがあります

[問い合わせ先] 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞社内

Tel 075 (241) 6186 Fax 075 (222) 2515

<https://fukushi.kyoto-np.co.jp/>

ホームページから申請書 (A4) は印刷できます

以上